

鳥取県告示第228号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	181号	西伯郡伯耆町溝口字中河嶋121-1地先から米子市富士見町二丁目152地先まで	平成25年4月1日
主要地方道	米子大山線	米子市流通町字向谷田25-12地先から同市尾高南屋敷1765-3地先まで	〃
主要地方道	米子停車場線	米子市明治町18地先から同市加茂町二丁目50-2地先まで	〃
主要地方道	倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町金屋谷字下垢留1470-1地先から同町溝口字中河嶋121-1地先まで	〃
主要地方道	米子境港線	境港市外江町2239地先から同市上道町2272地先まで	〃
主要地方道	淀江岸本線	米子市淀江町中間字西外浜新田747-3地先から西伯郡伯耆町大殿字上島49-5地先まで	〃
一般県道	米子広瀬線	米子市糺町二丁目182-1地先から同市目久美町128-1地先まで	〃
一般県道	余子停車場線	境港市竹内町字大畑1558-3地先から同市竹内町字煤竹場3565-65地先まで	〃
一般県道	渡余子停車場線	境港市渡町字上小堀1361-3地先から同市竹内町字大畑1558-3地先まで	〃
一般県道	米子空港境港停車場線	境港市幸神町59地先から同市蓮池町71-3地先まで	〃
一般県道	米子環状線	米子市陰田町312-1地先から同市道笑町四丁目132-2地先まで	〃
一般県道	河原インター線	八頭郡八頭町西御門字隅ノ内270-1から鳥取市河原町高福字長通り776-6地先まで	〃

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。